（役員の変更の届出）

第六条の六の三　（略）

2　前項の届出書には、当該新たに就任した役員が法第七条第五項第四号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面及び登記事項証明書を添付するものとする。

（再生利用の用に供する施設の軽微な変更等の届出）

第六条の八　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　法第九条の八第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　（略）

（広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準）

第六条の十六　法第九条の九第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

三　法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

四・五　（略）

（無害化処理を行い、または行おうとする者の基準）

第六条の二十四の五　法第九条の十第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～七　（略）

八　法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

九～十一　（略）

（一般廃棄物の無害化処理の認定の申請）

第六条の二十四の八　（略）

2　（略）

3　法第九条の十第二項第八号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　申請者が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八～十一　（略）

4　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～十四　（略）

十五　申請者が個人である場合には、住民票の写し

十六　申請者が法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

十七　申請者が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し。第九条の二第二項第十一号、第十一条第六項第十二号、第十二条の十一の十二第二項第八号及び第十二条の十二第二項第六号において同じ。）

（役員の変更の届出）

第六条の六の三　（略）

2　前項の届出書には、当該新たに就任した役員が法第七条第五項第四号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書面及び登記事項証明書を添付するものとする。

（再生利用の用に供する施設の軽微な変更等の届出）

第六条の八　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　法第九条の八第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　（略）

（広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準）

第六条の十六　法第九条の九第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

三　法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

四・五　（略）

（無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準）

第六条の二十四の五　法第九条の十第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～七　（略）

八　法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

九～十一　（略）

（一般廃棄物の無害化処理の認定の申請）

第六条の二十四の八　（略）

2　（略）

3　法第九条の十第二項第八号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八～十一　（略）

4　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～十四　（略）

十五　申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十六　申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

十七　申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。第九条の二第二項第十一号、第十一条第六項第十二号、第十二条の十一の十二第二項第八号及び第十二条の十二第二項第六号において同じ。）